

東京都立園芸高等学校（定時制課程）いじめ防止基本方針

平成31年4月1日

校 長 決 定

1 いじめ問題への基本的な考え方

- (1) いじめのない、許さない学校環境を作る。
- (2) 生命の尊さを教え、自分及び他者を大切にする心を醸成するとともに愛校心を培う。
- (3) いじめへの対応は、校長を中心に一致協力体制を確立し、未然防止を第一とする。
- (4) いじめに関する情報は、「組織」で共有し組織的に対応する。

2 学校及び教職員の責務

学校及び教職員は、いじめ防止対策推進法の基本理念にのっとり、在籍する生徒の保護者、地域住民並びに関係する機関及び団体との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する責務を有する。

3 いじめ防止等のための組織

(1) 学校いじめ対策委員会

ア 設置の目的

いじめを未然に防止するとともに、発生した場合は早期に発見し、適切かつ迅速に対応するため。

イ 所掌事項

- いじめの防止に関する年間指導計画の策定に関すること
- いじめを未然に防止するための生徒状況を把握すること
- 生徒会を中心とした生徒の主体的な取り組みの推進に関すること
- いじめ防止等に関係する機関及び団体との連携に関すること
- 各学年のHRや集会時に人権問題について講義に関すること

ウ 会議

毎週1回、月曜日に開催する。（具体的には企画調整会議にその機能を持たせる。毎回“生徒状況”を確認する時間を設定し、情報を共有する。）

エ 委員構成

校長、副校長、生活指導主任、教務主任、進路指導主任、保健清美主任、農場主任、担任会主任、

スクールカウンセラー、その他（校長が必要と認める者・・・）

（２）学校サポートチーム

ア 設置の目的

学校におけるいじめの防止等を適切かつ円滑に推進するための支援を主な目的とする。いじめが発生した場合は、その解決に向けての助言等を行う。

イ 所掌事項

- 学校におけるいじめの防止等のための対策の推進
- いじめ防止等に関する機関及び団体との連携
- その他いじめ防止等のための対策の推進に必要な事項の検討
- 本校のいじめ防止等に関する取組状況の評価と支援

ウ 会議

６月、１０月、１月に会議を行い、生徒状況や学校の取り組み等について情報交換等を行う。
（既存の学校運営連絡協議会にその機能を持たせる。）

エ 委員構成

校長、副校長、経営企画室長、各分掌主任、養護教諭、保護者代表、卒業生代表、地域代表、地域消防署係長、近隣中学校長、学校連携先代表
（必要に応じてスクールサポーター、民生委員にも協力を得る。）

４ 段階に応じた具体的な取組

（１）未然防止のための取組

ア いじめ防止のための指導の年間計画を作成する。

イ LHRにおいて、いじめ防止の指導を各学期に実施する。また、必要に応じて授業をはじめ学校行事等における生徒の活動時に、いじめ防止に係る指導を行う。

ウ 生徒会の主体的な取り組み（言葉の暴力撲滅キャンペーン等）を推進する。

エ 状況に応じて個別指導を行う。

（２）早期発見・早期対応のための取組

ア 新入生に対しては、スクールカウンセラーによる全員面接を早期に行い、一人一人の状況を把握する。

イ 担任団は、面談週間などを活用し生徒の状況を確認する。

ウ 教育相談委員会を中心に教育相談体制をつくる。

エ 各学期に一回、いじめに関する聴き取りやアンケート等を実施する。その結果を生活指導部・保健清美部が分析し、いじめの可能性がある場合は、学校いじめ対策委員会（企画調整会議）で検討・判断する。

オ 連続3日以上欠席生徒の状況について、担任が生徒や保護者、教職員から情報を得て、不登校の原因や背景を把握し、必要に応じて生活指導部・保健清美部に報告する。更に外部関係機関との連携を実施する。

カ 教職員は日常的に生徒観察を行い、いじめの早期発見に努める。いじめの兆候や情報を掴んだときは、関係生徒対象の事情聴取等を行い、状況の把握に努める。それらの結果は、生活指導部・保健清美部に報告する。生活指導部・保健清美部は、いじめの可能性のある状況について、学校いじめ対策委員会（企画調整会議）に報告する。

（3）重大事態への対処

ア いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときを重大事態と判断する。具体的には以下の事態が発生した場合をいう。

- 生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

イ いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

ここでいう「相当の期間」とは、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手することが必要である。

ウ 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

エ ア、イの状況が発生しているかの判断は、担任及び生活指導部・保健清美部が欠席等の理由を詳細に調査し、学校いじめ対策委員会（企画調整会議）にその判断を仰ぐ必要があると判断したとき、速やかに学校いじめ対策委員会（企画調整会議）においてその判断を行う。

5 教職員研修計画

（1）年間3回（7月、12月、3月）いじめ防止に関する教員対象の校内研修を実施する。

(2) いじめ早期発見のチェックリストを活用した校内研修を実施する。

6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

(1) 学校便りや保護者会を活用し、啓発と連携を図る。

(2) 保護者会やPTA行事などを通じて、教員と保護者、保護者同士が“顔の見える関係”をつくり、生徒状況を的確に把握できる体制を構築する。

7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

(1) 学校運営連絡協議会等を通して、地域代表や関係機関等と“顔の見える関係”をつくり、日常的な取り組みから連携をとる。

(2) 学校を取り巻く状況について理解していただき、いじめ問題発生に際しての支援要請を年度当初に行う。

(3) スクールサポーターや民生委員等と連絡を取り合い、必要に応じて情報交換や意見交換を行う。

8 学校評価及び基本方針改善のための計画

(1) 学校評価アンケートにいじめに関する質問項目をつくり、その結果を分析して改善等に生かす。

(2) 学校運営連絡協議会でいじめに関する学校の取り組みについて意見・要望を出してもらうとともに、評価についても伺う。

(3) スクールサポーター等から指導・助言を受け、取り組みの改善を行う。